

平成30年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成31年2月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	小林	孝	14番	西村	辰寿
委員	1番	山根	祐一	2番	西田	悦子
	3番	山崎	幸臣	4番	田中	豊秋
	5番	綾木	晴子	6番	丸山	武
	7番	河村	久雄	8番	田中	正則
	9番	木原さち子		10番	谷尾	友枝
	11番	宮本彰太郎				

農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	野田	稔
	栄田	正温	井上	善雅
	谷本	昭	永江	守弘
	山本	知司	上月	清
	前田	智	竹内	俊雄
	保田	公範	松田	純一
	藤田	克昭		

4. 欠席委員 荻原 晴雄

5. 議事日程

- | | | | | | | |
|----|------------|---------------------------|-------|-----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 | 木原さち子 | 10番 | 谷尾 | 友枝 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | | | | |
| | 3 | 農地法施行規則該当転用届について | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 非農地証明について | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用配分計画案について | | | | |
| 第7 | その他 | | | | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

局長	<p>本日の欠席は農業委員なし、農地利用最適化推進委員1名です。</p> <p>出席者数、農業委員14名です。定足数に達していますので平成30年度第11回八頭町農業委員会を始めます。</p>
委員一同	農業委員会憲章唱和
議長（会長）	<p>（あいさつ）</p> <p>日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番 木原さち子委員、10番 谷尾 友枝委員にお願いします。</p> <p>次に日程第2、報告事項ですが委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	無いようでしたら事務局は報告をお願いします。
事務局	<p>報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。</p> <p>今月は8件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。農地の貸借の合意解約です。今月は33件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。</p> <p>報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は2件です。200㎡未満の農業用施設です。内容は問題なしということで受理しました。</p>
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	<p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号18-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号18-1について説明をします。</p> <p>土地の所在地 下坂地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積</p>

2,228 m² 所有権移転売買です。

理由につきましては、以前より譲受人が会長を務める法人が耕作していましたが、譲渡人は今後も耕作できないということで、譲受人が個人的に耕作するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕うん機、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 45 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、5番 綾木 晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員 2月4日に聞き取り確認を行いました。事務局の説明のとおりです。引き続き耕作されるということですし問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。続きまして、受付番号 19-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 19-2 について説明をします。
土地の所在地 日下部地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面

積 152 m² 所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作できないということで、近くに居住する譲受人が耕作するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 146 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、9番 木原 さち子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

木原委員 2月10日、現地確認と聞取りを行いました。現在、譲受人の母親は元気で、少し離れた農地まで自転車で通作していますが、近い将来は自宅近くで畑作をしたいという希望がありました。そこで近くの農地を探され、今回の話がまとまったものです。譲渡人は体調が悪く耕作できなくなったということもあり、話がまとまり良かったと思います。きちんと耕作はされていますので、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定します。

事務局

続きまして、受付番号 20-3 について事務局は説明をお願いします。

受付番号 20-3 について説明をします。

土地の所在地 篠波地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積
1,692 m² 所有権移転売買です。

理由につきましては、譲渡人が高齢になり耕作できないということで、近くに居住する譲受人が耕作するということがまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果 65 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、7番 河村 久雄委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

河村委員

2月1日に聞き取り確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、きちんと耕作されていますので問題はないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定します。

続きまして日程第4 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第2号 非農地証明について説明します。

これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号7-1について説明します。

土地の所在地 富枝地内2筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 146㎡と165㎡、合計311㎡です。

場所につきましては、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。

現地確認を、田中豊秋委員、小林委員、保田推進委員にお願いしました。

議長（会長）

この件につきましては、4番田中豊秋委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中豊委員

2月6日に小林委員、保田推進委員、事務局、私とで現地確認を行いました。申請地は山裾の細長い竹が繁茂している土地です。農地に戻すのは困難であり、非農地相当であることを確認しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、受付番号7-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号7-1について申請どおり決定いたします。

続きまして受付番号8-2について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号8-2について説明します。

申請地は、先月委員会で県と協議の上、5条申請として提出したも

のです。その際には追認案件として説明をしました。

しかしその後、県から転用ではなく、農地として利用しなくなっ
てから 20 年以上経過しているため非農地申請として提出すべきとの指
摘がありました。そのため先月の 5 条申請から当該地を削除し、改め
て非農地申請として提出されたものです。それでは説明します。

土地の所在地 日田地内 1 筆 登記地目 田 現況地目 雑種地
面積 43 m²です。

場所につきましては、議案書の 3, 6, 7 ページに図面を付けています。
理由につきましては、平成 5 年月日不詳より耕作はしておらず、現在
は進入路となっています。この農地は、転用の事実行為から既に 20
年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。

現地確認を、田中豊秋委員、小林委員、保田推進委員にお願いしま
した。

議長（会長） この件につきましては、13 番小林 孝委員に事前調査をお願いして
いますので報告をお願いします。

小林職務代理 前回の転用申請の内の 1 筆になります。2 月 6 日に田中豊秋委員、
保田推進委員、事務局、私とで現地確認を行いました。河川採石場へ
続く進入路の一部になっています。非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号 8-2 について申請どおり決定し
てよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 8-2 について申請どおり決定いた
します。

以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。

続きまして日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定
について、事務局は説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成 31 年 1 月 30 日付けで、農用地利用集積計画の決
定を求められています。

議案書の 8 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が更新 11 件、新規 4 件、合計 15 件です。
面積はすべて田 37,833 m²です。

中間管理事業分は更新 86 件、新規 4 件、合計 90 件です。面積は田
346,236 m²、畑 1,544 m²、合計 347,780 m²です。

すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18
条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定分 受付番号 121-1 から 132-12 について審議を行
います。

事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで利用権設定分 受付番号 121-1 から 132-12 に
ついて申請どおり決定します。

続きまして受付番号 133-13 から 135-15 について審議を行います
が、これは関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規
則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長） それでは受付番号 133-13 から 135-15 について審議を行います。
この件に関して質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで利用権設定 受付番号 133-13 から 135-15 に

について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長（会長） 続きまして中間管理事業分 受付番号 138-1 から 227-90 について審議を行います。
この件につきまして質問意見ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長（会長） 異議なしということで、中間管理事業分 受付番号 138-1 から 227-90 について申請どおり決定します。

以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。

続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明します。

八頭町長より平成 31 年 1 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 146-1 から 237-92 について説明します。

先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 346,236 m²を借受け希望のありました地域の担い手である 4 法人へそれぞれ 1,042 m²、20,232 m²、170,303 m²、119,756 m²、個人の担い手 4 名へそれぞれ 2,601 m²、11,983 m²、15,771 m²、8,730 m²配分するものです。

また、船岡地域の法人に配分される農地 15,271 m²は、今まで郡家地域の法人が耕作されていた農地ですが、隣接地を耕作されている法人へ配分変更を行うものですし、2 法人間で 61,234 m²の貸付変更を行い農地集約を行うものです。

議長（会長） 整理番号 146-1 から 237-92 につきまして、意見質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	<p>異議なしということで、整理番号 146-1 から 237-92 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第 7 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●1 月委員会で審議した 5 条転用申請については、12 月 19 日付けで許可されました。 ●農業委員会視察研修アンケートについて ●次回農業委員会は 3 月 12 日（火）13 時 30 分から船岡地区公民館大集会室で開催します。 <p>以上です。</p>
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
小林職務代理	八東地域の農業委員、推進委員で話をしようと思いましたが、全員で共通認識を持った方が良いと思うので発言させていただきます。今年度、八東地域では営農状況に関するアンケートを実施しました。提出されていない家に訪問聞き取りを行い回収するように依頼されています。これを、どこまでやっていくのか、皆さんの意思を統一して実施していきたいと考えています。
西田委員	歩いてみると、聞き取らないと書けない人がおられます。面積の記入については難しい部分もあります。そこを省けられれば、もっと簡単に記入できると思います。
小林職務代理	1 軒の家に何度も通わないといけないケースもあります。そこまで他地域でもやっていくのでしょうか。
事務局	今年度、八東を実施し、来年は郡家地域を検討しているところです。今回 1 回目で 54%回収し、再依頼後 2 回目は 79%まで回収できました。残りを無理のない範囲で戸別訪問し回収をお願いしているところです。面積については、記入されているのが農地台帳と違っているケースもありますので、この設問が必要かどうかについては今後の検討課題と考えています。

山崎委員	農地面積については、実行組合等で把握できるのではないですか。
小林職務代理	自分の集落なら分かりますが、他集落は分かりません。
田中豊委員	回収率を上げるなら、実行組合に頼むのもいいのではないのでしょうか。
事務局	回収率というより、直接面接するのも農業委員会の仕事の1つという認識です。
議長（会長）	農家の方と話をした方がいいと思います。アンケートが返ってこないのは、それなりの理由があると思います。実行組合に様子を聞いてみるのもいいと思いますし、できる範囲で行動し、できない所は中止してもいいと思います。
事務局	今後については、みなさんの意見をお聞きし対応していきたいと思っています。面積は必ずしも記入する必要はないですし、町外の方など訪問できないところまで無理をすることはありません。今回は、現在回収されているアンケートのみ提出していただくようお願いします。
議長（会長）	その他、意見質問等ありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。 終了（15時00分）